

資料編

- ①第3次利根町男女共同参画推進プラン策定の経過
- ②男女共同参画社会住民アンケート調査結果
- ③利根町男女共同参画推進条例
- ④利根町男女共同参画推進委員会委員名簿
- ⑤利根町男女共同参画推進本部設置規程
- ⑥利根町男女共同参画推進本部委員名簿
- ⑦利根町男女共同参画推進本部ワーキングチーム委員名簿
- ⑧茨城県男女共同参画推進条例（抜粋）
- ⑨男女共同参画社会基本法（抜粋）
- ⑩配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（抜粋）
- ⑪女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（抜粋）
- ⑫困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（抜粋）

①第3次利根町男女共同参画推進プラン策定の経過

年	月日	内容
2024 年 (令和6年)	6月25日	令和6年度第1回利根町男女共同参画推進ワーキングチーム ・令和6年度利根町男女共同参画推進事業計画について ・第2次利根町男女共同参画推進プラン年次報告等について ・第2次利根町男女共同参画推進プラン見直しについて
	7月3日	令和6年度第1回利根町男女共同参画推進本部 ・第2次利根町男女共同参画推進プラン年次報告等について ・第2次利根町男女共同参画推進プラン見直しについて
	7月17日	令和6年度第2回利根町男女共同参画推進ワーキングチーム（書面開催） ・男女共同参画社会住民アンケート調査票（案）について
	8月1日	令和6年度第2回利根町男女共同参画推進本部 ・第3次利根町男女共同参画推進プランの策定について ・男女共同参画社会住民アンケート調査票（案）について
	8月7日	令和6年度第1回利根町男女共同参画推進委員会 ・令和6年度利根町男女共同参画推進委員会事業計画について ・第2次利根町男女共同参画推進プラン年次報告等について ・第2次利根町男女共同参画推進プラン見直しについて ・第3次利根町男女共同参画推進プラン策定について ・男女共同参画社会住民アンケート調査票（案）について ・令和6年度男女共同参画啓発イベントについて
	9月～10月	男女共同参画社会住民アンケート調査の実施
	10月9日	令和6年度第2回利根町男女共同参画推進委員会 ・令和6年度男女共同参画啓発イベントについて
	11月6日	令和6年度第3回利根町男女共同参画推進本部 ・男女共同参画社会住民アンケート調査結果及び第3次利根町男女共同参画推進プランの策定について
	11月27日	令和6年度第3回利根町男女共同参画推進ワーキングチーム（書面開催） ・第3次利根町男女共同参画推進プラン策定に係る議事について
	12月3日	令和6年度第4回利根町男女共同参画推進本部 ・第3次利根町男女共同参画推進プラン（素案）について ・パブリックコメントについて
	12月18日	令和6年度第3回利根町男女共同参画推進委員会 ・男女共同参画社会住民アンケート調査結果及び第3次利根町男女共同参画推進プラン（素案）について ・パブリックコメントについて
2025 年 (令和7年)	12月26日～1月24日	「第3次利根町男女共同参画推進プラン（2025～2029）（素案）」に係るパブリックコメントの実施
	2月3日	令和6年度第4回利根町男女共同参画推進ワーキングチーム ・パブリックコメントの実施結果について ・第3次利根町男女共同参画推進プラン 確定案について
	2月5日	令和6年度第5回利根町男女共同参画推進本部 ・パブリックコメントの実施結果について ・第3次利根町男女共同参画推進プラン 確定案について
	2月26日	令和6年度第4回利根町男女共同参画推進委員会 ・パブリックコメントの実施結果について ・第3次利根町男女共同参画推進プラン（確定案）及び概要版について ・令和6年度利根町男女共同参画啓発イベント（11/3）の報告 ・令和6年度利根町男女共同参画推進委員会事業報告について

②男女共同参画社会住民アンケート調査結果

1. 調査概要

対 象 者	利根町在住の満 18 歳以上の男女 2,000 人
抽出方法	性・年代別の 6 区分での層化抽出法を用いて抽出
調査方法	郵送による配布，回答は郵送もしくはインターネット
調査期間	2024 年（令和 6 年）9 月 11 日から 9 月 26 日まで （WEB は 10 月 10 日まで延長）

2. 回収結果

標 本 数	2,000 票
回答者数	547 票
回 収 率	27.4%

3. 集計結果

※抽出方法を性・年代別の区分に基づく層化抽出法によって行ったため，F 1・F 2 以外の集計結果については，町の実際の性・年代別人口比をもとに補正を行ったウェイトバック集計値を掲載します。

F1. あなたの性別は。（○は1つ）

No.	カテゴリ	(全体)%
1	男性	45.9
2	女性	53.4
3	回答しない	0.4
	無回答	0.4

F2. あなたの年齢は。（○は1つ）

No.	カテゴリ	(全体)%
1	20 歳未満	1.1
2	20～29 歳	6.6
3	30～39 歳	9.7
4	40～49 歳	11.9
5	50～59 歳	18.8
6	60～69 歳	16.1
7	70 歳以上	35.6
	無回答	0.2

F3. あなたの職業は。(主たる職業1つだけに○)

No.	カテゴリ	(全体)%
1	会社員・公務員・団体職員	34.1
2	自営業	7.4
3	アルバイト・パート	15.3
4	農業・林業・漁業	2.1
5	家事従事者	11.0
6	無職	23.5
7	学生	3.2
8	その他	2.7
	無回答	0.9

F4. あなたは、現在結婚していますか。

No.	カテゴリ	(全体)%
1	結婚している	64.9
2	結婚していないが、パートナーと暮らしている	1.7
3	結婚していた(離別・死別など)	10.6
4	結婚したことがない	22.4
	無回答	0.4

F5. あなたと配偶者又はパートナーの仕事の状況は次のうちどちらですか。

No.	カテゴリ	(全体)%
1	共働き	42.6
2	どちらかが働いている	25.6
3	2人とも無職	31.5
	無回答	0.3

F6. あなたにはお子さんはいますか。お子さんの年齢に関係なくお答えください

No.	カテゴリ	(全体)%
1	子ども(息子, 娘)がいる(同居していない場合を含む)	68.6
2	子ども(息子, 娘)はいない	23.3
	無回答	8.1

F7. 一番下のお子さんは次のどれに該当しますか。

No.	カテゴリ	(全体)%
1	乳幼児(3歳未満)	2.8
2	未就学児(3歳以上小学校入学前)	4.8
3	小学生	7.9
4	中学生	4.0
5	高校生(その年齢にあたる方を含む)	5.3
6	19歳以上	70.1
	無回答	5.2

F8.あなたのご家庭に、介護や看護を必要とする高齢者・病人・障がい者(児)はいますか。

No.	カテゴリ	(全体)%
1	いる	16.1
2	いない	81.7
	無回答	2.3

問1. あなたの家庭では、次にあげる項目において、主に誰が分担していますか。

No.	カテゴリ	①食事の支度・あとかたづけ	②掃除・洗濯	③家の補修・日曜大工・力仕事	④子育て	⑤家族の看護・介護
		(全体)%				
1	主に男性	4.5	4.4	56.1	1.0	1.8
2	共同して分担	24.7	28.9	19.6	18.8	12.5
3	主に女性	61.8	57.8	6.4	24.1	17.7
4	あてはまらない	6.5	6.5	15.1	51.9	63.8
	無回答	2.4	2.4	2.8	4.2	4.2

No.	カテゴリ	⑥学校行事等への参加	⑦地域のつきあい	⑧家計の管理	⑨家庭における全体的な決定権
		(全体)%			
1	主に男性	1.7	16.4	13.9	23.8
2	共同して分担	12.4	38.9	26.8	48.2
3	主に女性	22.1	27.0	48.0	16.9
4	あてはまらない	59.7	14.9	8.7	8.2
	無回答	4.1	2.8	2.6	2.8

問2. あなたの理想として、次にあげる項目において、主に誰が行うのが良いと思いますか。

No.	カテゴリ	①食事の支度・あとかたづけ	②掃除・洗濯	③家の補修・日曜大工・力仕事	④子育て	⑤家族の看護・介護
		(全体)%				
1	主に男性	1.2	1.0	49.5	0.2	0.8
2	共同して分担	73.4	72.6	36.4	57.5	57.4
3	主に女性	16.8	17.2	1.1	5.3	4.0
4	あてはまらない	5.6	5.9	10.1	32.9	34.2
	無回答	3.1	3.2	2.9	4.1	3.6

No.	カテゴリ	⑥学校行事等への参加	⑦地域のつきあい	⑧家計の管理	⑨家庭における全体的な決定権
		(全体)%			
1	主に男性	0.7	4.5	5.2	10.5
2	共同して分担	50.8	76.8	61.0	72.1
3	主に女性	7.2	6.3	23.6	8.3
4	あてはまらない	37.2	8.8	6.7	5.6
	無回答	4.1	3.6	3.5	3.6

問3. あなたは、家庭での役割分担に満足していますか。

No.	カテゴリ	(全体)%
1	満足している	30.4
2	どちらかといえば満足している	37.7
3	どちらかといえば不満である	12.3
4	不満である	4.0
5	わからない	11.3
	無回答	4.4

問4. 今後、家庭で男女がともに役割を分担しながら生活していくためには、特にどのようなことが必要だと思いますか。

No.	カテゴリ	(全体)%
1	夫婦や家族の間で、家事等の役割分担についてのコミュニケーションを促進すること	64.7
2	仕事以外の時間を持てるよう、労働時間の短縮や休暇の取得などを促進すること	31.6
3	仕事との両立などの問題について、相談しやすい窓口を設けること	6.9
4	研修等により、男女ともに家事等の技能を高めること	12.0
5	男女ともに、家事等をともにを行う仲間づくりをすすめること	25.1
6	男女ともに家事等の役割分担の重要性(必要性)を意識し、実践すること	51.6
7	周りの人の意識や、社会通念、慣習、しきたりの上で、家事等を男女がともに分担する考え方へ改めること(分担する意識を持つこと)	43.0
8	その他	2.6
	無回答	4.9

問5. あなたは、過去3年間に次のような活動に参加したことがありますか。

No.	カテゴリ	(全体)%
1	自治会等の地域活動	49.1
2	各種女性団体の活動	3.0
3	保育園等の保護者会、学校のPTA活動	14.4
4	子ども会やスポーツ少年団等の指導や世話	6.7
5	趣味やサークル等の活動	27.5
6	ボランティア・NPO等の社会活動	11.6
7	審議会・委員会などの政策決定に関わる活動	4.0
8	その他の活動	6.5
9	いずれも参加していない	31.9
	無回答	2.6

問6. あなたは、次のような活動に今後参加してみたいですか。

No.	カテゴリ	(全体)%
1	自治会等の地域活動	21.9
2	各種女性団体の活動	4.8
3	保育園等の保護者会、学校のPTA活動	2.8
4	子ども会やスポーツ少年団等の指導や世話	4.1
5	趣味やサークル等の活動	40.8
6	ボランティア・NPO等の社会活動	21.0
7	審議会・委員会などの政策決定に関わる活動	6.9
8	その他の活動	4.2
9	参加してみたいと思わない	37.5
	無回答	4.2

問7. 活動に参加してみたいと思わない主な理由は何ですか。

No.	カテゴリ	(全体)%
1	仕事・学業・家事等が忙しいから	39.2
2	経済的な余裕がないから	9.8
3	家族の理解や協力が得られないから	0.0
4	健康上の理由から	11.0
5	参加方法などの情報が得られないから	3.2
6	興味のある活動がないから	30.2
7	面倒くさいから	34.9
8	その他	8.8
9	特に理由はない	20.8
	無回答	0.0

問8. あなたの「仕事」、家事・育児・介護などの「家庭生活」、地域活動・学習・趣味・付き合いなどの「地域・個人の生活」の現在の状況は、次のうちどれにあたりますか。

No.	カテゴリ	(全体)%
1	「仕事」に専念している	12.3
2	「仕事」を優先し、「家庭生活」又は「地域・個人の生活」にも携わっている	18.8
3	「仕事」と「家庭生活」又は「地域・個人の生活」を両立している	18.1
4	「仕事」にも携わりつつ、「家庭生活」又は「地域・個人の生活」を優先している	10.0
5	「家庭生活」又は「地域・個人の生活」に専念している	26.6
6	わからない	12.1
	無回答	2.1

問9. あなたは、「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」について、本来どうしたいと思っていますか。

No.	カテゴリ	(全体)%
1	「仕事」に専念したい	5.2
2	「仕事」を優先しつつ、「家庭生活」又は「地域・個人の生活」にも携わりたい	15.5
3	「仕事」と「家庭生活」又は「地域・個人の生活」を両立したい	21.0
4	「仕事」にも携わりつつ、「家庭生活」又は「地域・個人の生活」を優先したい	17.0
5	「家庭生活」又は「地域・個人の生活」に専念したい	24.2
6	わからない	14.7
	無回答	2.3

問9と問10の比較による集計

No.	カテゴリ	(全体)%
1	理想に比べて、現実では「家庭生活」又は「地域・個人の生活」優先になっている	8.2
2	理想と現実が一致している	48.2
3	理想に比べて、現実では「仕事」優先になっている	24.0
4	「わからない」を含む回答	17.2
	無回答	2.5

問10. あなたは、一般的に結婚子どもを持つ女性の生き方について、どれが望ましいと思いますか。

No.	カテゴリ	(全体)%
1	仕事を持たないほうがよい	1.6
2	結婚するまでは、仕事を続けるほうがよい	1.9
3	子どもができるまでは、仕事を続けるほうがよい	6.1
4	子どもができて、ずっと仕事を続けるほうがよい	46.9
5	子どもができたなら仕事をやめて、子どもが成長したら再就職するほうがよい	28.6
6	その他	12.8
	無回答	2.1

問11. あなたの職場において、男女の地位にどのような差があると思いますか。

No.	カテゴリ	(全体)%
1	募集や採用の面で男女差がある	14.2
2	賃金や昇給の面で男女差がある	15.8
3	昇進や昇格の面で男女差がある	16.3
4	女性の仕事は補助的業務や雑用が多い	12.8
5	職場での研修や教育の機会に男女差がある	4.9
6	女性の場合、結婚や出産を機に退職せざるをえないような雰囲気や慣習がある	11.2
7	男性の場合、育児休業や介護休業を取得しづらい雰囲気がある	21.8
8	その他	5.6
9	特になし	46.7
	無回答	4.5

問12. あなたの職場は、育児休業を取りやすい環境ですか。

問13. あなたの職場は、介護休業を取りやすい環境ですか。

No.	カテゴリ	育児休業	介護休業
		(全体)%	
1	取りやすい	25.4	17.8
2	どちらかといえば取りやすい	22.1	19.1
3	どちらかといえば取りにくい	9.7	9.7
4	取りにくい	7.4	9.5
5	どちらともいえない	6.6	9.6
6	利用できる制度がない	6.8	8.7
7	わからない	16.7	20.0
	無回答	5.3	5.6

問14. 育児休業や介護休業をさらに取りやすく・使いやすくするためには、どのようなことが必要だと思いますか。

No.	カテゴリ	(全体)%
1	会社や、上司・同僚の理解	63.1
2	休業中の経済的支援	54.6
3	十分な期間、休業できる制度	36.4
4	休業取得者の代わりとなる人材の補充	50.4
5	休業後、復帰した際に働きやすい職場環境の整備	37.9
6	休業後、復帰しやすい子育てや介護サービスの充実	30.2
7	休業制度についての、行政機関による普及啓発	21.9
8	その他	3.2
9	わからない	6.7
	無回答	3.3

問15. あなたは、政治・経済・地域などの領域で女性のリーダーを増やすときに障害となるものは何だと思いますか。

No.	カテゴリ	(全体)%
1	現時点では、必要な知識や経験などを持つ女性が少ないこと	17.9
2	女性自身がリーダーになることを希望しないこと	17.7
3	上司・同僚・部下となる男性や顧客が女性のリーダーを希望しないこと	25.5
4	長時間労働の改善が十分ではないこと	32.1
5	企業などにおいては、管理職になると広域異動が増えること	18.8
6	企業などにおいて、周囲の人のサポートが期待できないこと	21.4
7	家事・育児・介護などにおける配偶者・パートナーや家族の支援が十分ではないこと	50.8
8	育児・介護の支援などの公的サービスが十分ではないこと	38.6
9	その他	2.9
10	障害となるものはない	5.3
11	わからない	10.2
	無回答	3.8

問16. あなたは、次の言葉を聞いたことがありますか。

No.	カテゴリ	①. 男女共同参画社会	②. ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)	③. ポジティブ・アクション(積極的改善措置)	④. ジェンダー(文化的・社会的につくられた性差)	⑤. LGBT等(性的少数者)
		(全体)%				
1	聞いたことがあります内容も知っている	39.7	45.2	17.3	66.7	61.7
2	聞いたことはあるが内容は知らない	38.7	30.8	29.0	22.4	23.5
3	聞いたことがない	17.5	18.9	47.4	7.1	10.0
	無回答	4.2	5.1	6.3	3.8	4.7
No.	カテゴリ	⑥. アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)	⑦. リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康・権利)	⑧. ダイバーシティ(多様性を受容すること)	⑨. DV 防止法	⑩. 女性活躍推進法
		(全体)%				
1	聞いたことがあります内容も知っている	12.4	4.8	34.6	63.2	18.8
2	聞いたことはあるが内容は知らない	20.5	14.4	36.0	28.2	43.5
3	聞いたことがない	63.1	76.7	24.7	5.7	33.6
	無回答	4.1	4.1	4.7	2.9	4.0
No.	カテゴリ	⑪. 女性支援新法	⑫. 第2次利根町男女共同参画推進プラン	⑬. 利根町男女共同参画推進条例		
		(全体)%				
1	聞いたことがあります内容も知っている	7.9	5.6	4.6		
2	聞いたことはあるが内容は知らない	32.7	26.5	25.0		
3	聞いたことがない	55.8	64.3	66.2		
	無回答	3.6	3.6	4.2		

問17. あなたは、次にあげる分野において、男女の地位は平等になっていると思いますか。

No.	カテゴリ	①. 家庭生活で	②. 職場で	③. 学校(生活・教育)で	④. 政治の場で(国会、地方議会など)
		(全体)%			
1	男性の方が優遇されている	11.5	17.4	2.8	34.2
2	どちらかといえば男性の方が優遇されている	35.0	33.7	13.9	37.0
3	平等になっている	26.3	22.0	43.5	9.1
4	どちらかといえば女性の方が優遇されている	7.4	3.8	2.4	0.7
5	女性の方が優遇されている	1.1	2.1	0.9	0.4
6	わからない	15.3	17.3	31.2	15.3
	無回答	3.4	3.6	5.2	3.3
No.	カテゴリ	⑤. 地域社会で	⑥. 社会通念、慣習、しきたりなどで	⑦. 法律や制度の上で	⑧. 社会全体で
		(全体)%			
1	男性の方が優遇されている	16.6	27.5	11.7	16.3
2	どちらかといえば男性の方が優遇されている	35.3	43.1	32.2	46.8
3	平等になっている	21.4	10.6	27.5	13.1
4	どちらかといえば女性の方が優遇されている	1.8	1.7	2.7	3.2
5	女性の方が優遇されている	1.3	0.7	1.5	1.7
6	わからない	20.0	13.5	20.2	15.5
	無回答	3.6	3.0	4.2	3.4

問18. あなたは、次にあげる意見について、どのように考えますか。①家庭内では男女は対等に話し合うべきである

No.	カテゴリ	(全体)%
1	そう思う	71.3
2	どちらかといえばそう思う	22.0
3	どちらかといえばそう思わない	1.7
4	そう思わない	0.6
5	わからない	1.8
	無回答	2.6

②「男だから」、「女だから」と性別だけで決めつけていることがある

No.	カテゴリ	(全体)%
1	そう思う	22.3
2	どちらかといえばそう思う	46.8
3	どちらかといえばそう思わない	9.0
4	そう思わない	16.5
5	わからない	2.9
	無回答	2.5

③「男は外で働き、女は家庭を守る」という意見に同感する

No.	カテゴリ	(全体)%
1	そう思う	3.9
2	どちらかといえばそう思う	16.0
3	どちらかといえばそう思わない	19.6
4	そう思わない	54.6
5	わからない	3.5
	無回答	2.4

④結婚は個人の考えであるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい

No.	カテゴリ	(全体)%
1	そう思う	48.0
2	どちらかといえばそう思う	22.0
3	どちらかといえばそう思わない	11.0
4	そう思わない	11.1
5	わからない	5.7
	無回答	2.3

⑤妊娠・出産は女性自身の負担が大きいので、女性の意見を尊重しながら考えたほうがよい

No.	カテゴリ	(全体)%
1	そう思う	48.8
2	どちらかといえばそう思う	34.7
3	どちらかといえばそう思わない	5.0
4	そう思わない	3.1
5	わからない	6.0
	無回答	2.5

⑥女性が理工系分野に進む機会をつくることは、今後の産業発展のためにも必要だと思う

No.	カテゴリ	(全体)%
1	そう思う	53.6
2	どちらかといえばそう思う	25.4
3	どちらかといえばそう思わない	3.3
4	そう思わない	3.1
5	わからない	12.3
	無回答	2.3

問19. あなたは、この1ヶ月の間に日常生活で不満、悩み、苦労、ストレスなどありましたか。

No.	カテゴリ	(全体)%
1	ある	32.7
2	多少ある	40.4
3	あまりない	18.7
4	まったくない	6.7
	無回答	1.5

問20. あなたは、この1年間で次のような困難に直面しましたか。

No.	カテゴリ	(全体)%
1	育児・家事の過度な負担	8.3
2	生活困窮(食費や家賃が払えないなど)	7.2
3	配偶者や恋人等からの、身体的な暴力行為や精神的な暴力行為(DV)	1.5
4	離婚問題	2.0
5	家庭内の不和(3・4以外のこと)	12.5
6	ストーカー被害	0.3
7	家庭外における性暴力被害	0.2
8	職場でのセクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント(妊娠・出産・育児に関する不当な扱い)	0.8
9	職場でのその他のハラスメント	8.5
10	いずれもない	66.5
	無回答	3.2

問21. 問20のような状況への対処の状況についてお答えください。

No.	カテゴリ	(全体)%
1	他者に相談した	43.6
2	他者に相談せずとも、自力で解決した(相談の必要がなかった)	11.0
3	他者に相談したかったが、できなかった	16.3
4	他者に相談したいと思わなかった	26.7
	無回答	2.3

問22. 誰(どこ)にも相談しなかったのはなぜですか。

No.	カテゴリ	(全体)%
1	誰(どこ)に相談してよいのかわからなかったから	16.0
2	恥ずかしくて誰にもいえなかったから	12.3
3	相談しても無駄だと思ったから	64.5
4	相談したことがわかると、仕返しされたり、もっとひどい暴力を受けると思ったから	12.8
5	相談相手の言動により、不快な思いをすと思ったから	11.1
6	自分さえ我慢すれば、このまま何とかやっていくことができると思ったから	32.0
7	世間体が悪いから	6.9
8	他人を巻き込みたくないから	18.6
9	思い出したくないから	13.1
10	自分に悪いところがあると思ったから	10.4
11	相談するほどのことではないと思ったから	19.2
12	その他	8.4
	無回答	0.0

問23. 配偶者や恋人等のパートナーからの暴力防止や被害を受けた方を支援するために、今後、どのような取組が必要だと思いますか。

No.	カテゴリ	(全体)%
1	被害者を一時的に保護する施設(シェルター)を増やす	52.5
2	相談窓口を増やすなど相談しやすい条件整備をする	52.3
3	被害者に対する自立支援(子どもの教育, 住宅の確保, 就労支援等)を行う	44.2
4	被害者支援に携わるもの(相談機関職員等)の研修機会の充実を図る	12.5
5	加害者に対する再発防止教育を行う	33.4
6	青少年に対する暴力防止教育を行う	18.4
7	その他	3.4
8	わからない	10.7
	無回答	3.2

問24. 以下の相談窓口や相談員等について知っているもの(この調査票が届く前から知っていたもの)はどれですか。

No.	カテゴリ	(全体)%
1	町の無料法律相談	55.8
2	町の人権相談・人権擁護委員	23.4
3	こども家庭センター	12.7
4	利根町社会福祉協議会が実施する心配ごと相談	28.1
5	茨城県配偶者暴力相談支援センター	7.2
6	国の相談窓口(DV 相談+(プラス), 女性の人権ホットライン等)	19.2
7	いずれも知っているものはない	28.0
	無回答	3.7

問25. 男女共同参画社会の実現に向けて、今後、利根町では特にどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。

No.	カテゴリ	(全体)%
1	「広報とね」などで、男女平等と相互の理解や協力についての周知・啓発	30.2
2	男女共同参画に関する講座の開催など、学習機会の提供	12.7
3	男女平等の視点に立った学校教育の推進	39.3
4	労働時間の短縮や休暇の取得など、働き方の見直しについての啓発	23.8
5	保育や介護サービスの充実など、仕事と家庭の両立支援	43.5
6	配偶者や恋人等からの暴力(DV)の根絶に向けた啓発とDV 被害者支援	7.4
7	男女の生き方や悩みに関する相談窓口の充実	14.2
8	生涯を通じた女性の健康支援(安心で安全な妊娠・出産, 性感染症予防や更年期障害対策など)	17.0
9	就職・再就職や起業等による就職支援	24.9
10	地域づくり, ボランティアなどチャレンジしたい人への支援	15.2
11	その他	4.6
	無回答	4.3

③利根町男女共同参画推進条例

令和2年12月9日条例第23号

日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際社会における取組とも連動しながら、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきた。

平成11年に「男女共同参画社会基本法」が施行され、男女共同参画社会の実現を21世紀における最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野で、総合的な施策の推進の重要性が示されている。

また、平成27年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行され、女性の活躍に向けた取組が社会全体で拡大しており、女性の活躍を一層推進していくことが重要になっている。

利根町においては、平成27年に「利根町男女共同参画推進プラン」を、令和2年に「第2次利根町男女共同参画推進プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めてきた。

しかし、性別による固定的な役割分担意識、性別に起因する暴力や人権侵害など、多くの課題が解決されていないことから、男女共同参画社会の実現には、総合的かつ計画的に推進することが必要である。

ここに、男女共同参画社会を実現することを目指して、町、町民及び事業者が一体となった取組を推進するため、男女共同参画の推進についての基本理念やそれぞれの責務等を定めた条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 町民 町内に居住し、又は勤務し、若しくは通学する者をいう。
- (4) 事業者 町内において事業活動を行う個人、法人その他の団体をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 町民生活のあらゆる場において相手の意に反した性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人その他の親密な関係にある者又はこれらの関係にあった者に対する身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力及び虐待行為をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 男女の人権の尊重 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮 男女の社会における活動に対して及ぼす影響にできる限り配慮し、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択できるよう配慮されること。
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、町における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立 家族を構成する男女が、相互の協力及び社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるよう配慮されること。
- (5) 生涯にわたる男女の健康維持に対する配慮 男女が、互いの性にかかわる身体的特徴について理解を深め、尊重し合うとともに、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう配慮されること。
- (6) 国際的協調 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮して、国際的協調の下に行われること。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、実施しなければならない。

- 2 町は、男女共同参画の推進に関する施策について、町民及び事業者の理解が深まるよう必要な啓発活動を行わなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 町民は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、男女が共に職業生活における活動及び家庭生活、地域生活等における活動を両立できるよう就労環境の整備に努めなければならない。

- 3 事業者は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 性別を理由とする権利侵害及び差別的な取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント
- (3) ドメスティック・バイオレンス

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び前条に規定する行為を助長し、又は連想させる表現並びに著しく性的感情を刺激する表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(基本計画)

第9条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 町長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ第19条に規定する男女共同参画推進委員会の意見を聴かななければならない。

- 3 町長は、基本計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

- 4 前2項の規定は、基本計画を変更する場合について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 町は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(教育における男女共同参画の推進)

第 11 条 町は、学校教育及び社会教育において、男女共同参画に関する教育及び学習の機会を充実させる等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(男女共同参画推進月間)

第 12 条 町は、男女共同参画の推進について、町民及び事業者の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設けるものとする。

2 前項の男女共同参画推進月間は、毎年 11 月とする。

(町民等の活動の支援)

第 13 条 町は、町民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情等の申出及び対応)

第 14 条 町民及び事業者は、次に掲げる苦情等を町長に申し出ることができる。

(1) 男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情

(2) 性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合についての相談等

2 町長は、前項の規定による苦情等の申出を受けたときは、関係機関との連携を図り、適切かつ迅速に対応するものとする。

(推進体制の整備)

第 15 条 町は、男女共同参画の推進を図るために必要な推進体制の整備に努めるものとする。

(附属機関等における積極的改善措置)

第 16 条 町は、附属機関(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関をいう。)その他これに準ずるものにおける委員の委嘱又は任命に当たっては、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査研究等)

第 17 条 町は、男女共同参画を推進するため、男女共同参画に関する情報の収集、分析及び調査研究を行うものとする。

(施策の実施状況の公表)

第 18 条 町長は、毎年度、基本計画に基づく施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 利根町男女共同参画推進委員会

(男女共同参画推進委員会の設置)

第19条 男女共同参画社会の実現を総合的かつ効果的な推進を図るため、利根町男女共同参画推進委員会(以下「推進委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第20条 推進委員会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関して調査審議する。

- (1) 基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 男女共同参画の推進方策に関すること。
- (3) その他男女共同参画の推進に関して必要な事項に関すること。

(組織)

第21条 推進委員会は、委員12人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 知識経験者 4人以内
- (2) 各種団体等 4人以内
- (3) 町民 4人以内

2 前項の委員の選任に当たっては、男女いずれか一方の委員の数が委員総数の10分の4未満とならないようにしなければならない。

(任期)

第22条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、特定の職により委嘱された委員は、当該職にある期間とする。

(会長及び副会長)

第23条 推進委員会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総括し、推進委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第24条 推進委員会の会議(以下「会議」という。)は会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、町長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 5 会長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見、説明等を聴くことができる。

(庶務)

第 25 条 推進委員会の庶務は、政策企画課において処理する。

第 4 章 補則

(委任)

第 26 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
(利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 2 年利根町条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際、現に策定されている利根町男女共同参画推進プランは、第 9 条第 1 項に規定する基本計画とみなす。

附 則(令和 5 年条例第 7 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
(任期の特例)
- 2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第 22 条の規定にかかわらず、令和 7 年 3 月 31 日までとする。

④利根町男女共同参画推進委員会委員名簿

任命日 2023 年（令和 5 年）4 月 1 日

	役職	氏名	備考
1	会 長	石橋 達夫	各種団体等
2	副会長	地脇 倫代	各種団体等
3		市村 俊勝	各種団体等
4		西村 重之	知識経験者
5		宮本 トシコ	知識経験者
6		高野 美香	知識経験者
7		久保田 靖浩	町民
8		永井 貴幸	町民
9		中村 晃子	町民
10		深井 利子	町民

⑤利根町男女共同参画推進本部設置規程

令和3年3月9日訓令第3号

(設置)

第1条 利根町男女共同参画推進条例(令和2年利根町条例第23号。以下「条例」という。)

第15条の規定により、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、総合的かつ計画的に実施するため、利根町男女共同参画推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 条例第9条の規定による基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 男女共同参画の推進に関する施策の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長には町長をもって充て、推進本部を総理し、推進本部を代表する。
- 3 副本部長には教育長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 本部員は、利根町庁議規程(平成18年利根町訓令第7号。)第2条第1項第3号に規定する者(以下「各課等の長」という。)をもって充てる。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(ワーキングチーム)

第5条 推進本部の所掌事項を円滑に遂行するため、ワーキングチームを置く。

- 2 ワーキングチームは、各課等の長が所属職員の中から指名する者をもって組織する。
- 3 ワーキングチームの会議は、政策企画課長が必要に応じて招集し、開催するものとする。

(庶務)

第6条 推進本部及びワーキングチームの庶務は、政策企画課において処理する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

⑥利根町男女共同参画推進本部委員名簿

2025 年（令和 7 年）3 月現在

	課名等	役職	氏名
1	町長	本部長	佐々木 喜章
2	教育長	副本部長	海老澤 勤
3	総務課長		中村 寛之
4	政策企画課長		布袋 哲朗
5	財政課長		木村 宜孝
6	防災危機管理課長		亀谷 英一
7	税務課長		鈴木 壮
8	住民課長		大津 聖二
9	福祉課長		服部 豊
10	子育て支援課長		松永 重生
11	保健福祉センター所長		勝村 健
12	生活環境課長		雑賀 正幸
13	保険年金課長（国保診療所事務長兼務）		松本 浩睦
14	農業政策課長		飯島 弘
15	まち未来創造課長		清水 敬子
16	建設課長		大越 正博
17	会計課長		本谷 幸洋
18	議会事務局長		宮本 正裕
19	学校教育課長		大越 聖之
20	生涯学習課長		古山 栄一
21	指導課長		丹 晴幸

⑦利根町男女共同参画推進本部ワーキングチーム委員名簿

2025 年（令和 7 年）3 月現在

	課名等	氏名
1	総務課	森杉 日奈子
2	財政課	永井 沙織
3	防災危機管理課	浅賀 裕太郎
4	税務課	秋山 悠矢
5	住民課	矢口 敬子
6	福祉課	桑原 亮平
7	子育て支援課	福山 裕一郎
8	保健福祉センター	稲葉 美知
9	生活環境課	住田 耕輝
10	保険年金課	星野 巧
11	国保診療所	直江 ゆかり
12	農業政策課	嶋田 梨沙
13	まち未来創造課	東 基貴
14	建設課	高谷 仁紀
15	会計課	地脇 将悟
16	議会事務局	齋藤 リマ
17	学校教育課	成島 仁美
18	生涯学習課	藤後 慶之
19	生涯学習課	飯田 江理子
20	指導課	野田 あゆ美

⑧茨城県男女共同参画推進条例（抜粋）

平成 13 年茨城県条例第 1 号

人はすべて法の下において平等であり、これまで男女平等の実現に向けた様々な取組が行われてきたが、今なお、十分に実現されるに至っていない。

今後、少子高齢化の進展や経済活動の成熟化、情報通信技術の高度化など社会経済情勢の急速な変化に的確に対応し、県民ひとりひとりがものの豊かさと心の豊かさをあわせ持つ新しい豊かさを実感することができる茨城を目指すためには、男女が、社会のあらゆる分野において、互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しながら、それぞれの個性と能力を十分に生かし、共に責任を担うことができる男女共同参画社会を早急に実現することが重要である。

ここに、男女共同参画社会を実現することを目指して、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにし、県、県民、事業者等が連携し、一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進についての基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （１） 男女共同参画男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、かつ、共に責任を担うことをいう。
- （２） 積極的改善措置前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第 3 条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

- 2 男女共同参画は、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動に対して及ぼす影響にできる限り配慮し、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択することができることを旨として、推進されなければならない。
- 3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。
- 4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。
- 5 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していること及び地域における国際化の進展にかんがみ、男女共同参画は、国際的協調の下に推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、あらゆる施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念を尊重するものとする。
- 3 県は、男女共同参画の推進に関する施策について、県民、事業者、市町村及び国と相互に連携して取り組むように努めるものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 県民は、基本理念にのっとり、県が行う男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、雇用等の分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動を両立できるように就労環境の整備に努めなければならない。
- 3 事業者は、基本理念にのっとり、県が行う男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するように努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第8条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、議会の承認を経て、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民及び事業者の意見を反映することができるよう、必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、茨城県男女共同参画審議会の意見を聴くほか、市町村の意見を求めなければならない。

5 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

6 第1項及び前3項の規定は、基本計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

(市町村に対する支援等)

第12条 県は、市町村が行う男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定及び市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策について、市町村に対し、協力を求めることができる。

第3章 性別による権利侵害の禁止等

(性別による権利侵害の禁止)

第19条 何人も、セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。以下同じ。）を行ってはならない。

2 何人も、配偶者等に対し、身体的又は精神的な苦痛を与えるような暴力的行為を行ってはならない。

3 何人も、性的指向（自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向のことをいう。以下同じ。）及び性自認（自己の性別についての認識のことをいう。以下同じ。）を理由とする不当な差別的取扱いを行ってはならない。

⑨男女共同参画社会基本法（抜粋）

平成十一年法律第七十八号

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあるこ

とにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

⑩配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（抜粋）

平成十三年法律第三十一号

（都道府県基本計画等）

第二条の三 （略）

- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4・5 （略）

⑪女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（抜粋）

平成二十七年法律第六十四号

（都道府県推進計画等）

第六条 （略）

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 （略）

⑫困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（抜粋）

令和六年法律第五十二号

（都道府県基本計画等）

第六条 （略）

- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4・5 （略）

